鳥取市スポーツ広場（千代水スポーツ広場・津ノ井スポーツ広場）

改正後

区分		利用料金(1時間につき)
野球場	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

改正前

区分			利用料金(1時間につき)
野球場	高齢者等	＼	無料
	一般	＼	525円
	高校生	日曜日、土曜日及び祝日に個人で利用する場合	無料
		上記以外の場合	525円
	小学生又は中学生	日曜日、土曜日及び祝日に個人で利用する場合	無料
		上記以外の場合	210円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者